瀬戸SOLAN学園学則

第１章 総則

第1条　本校の建学の精神は児童・生徒の「グローバルシチズンシップ育成」である。すなわち世界を舞台に活躍できる日本人を育てることである。この精神に基づき、本校では児童・生徒が、自分の個性、自分の国に自信と誇りをもち、様々な個性や国・文化の多様性を認め、日本語と英語を自由に使いこなし、考えや気持ちをしっかり伝え、受け止め、生きることの素晴らしさを感じ続けられるように、教育基本法及び学校教育法に従い、初等普通教育を施すことを目的とする。

第2条　本校は、瀬戸SOLAN学園という。

第3条　本校は、愛知県瀬戸市道泉町76番地1に置く。

第4条　定員、修業年限及び入学資格は、次のとおりとする。

入学定員	学級数	総定員	総学級数	修業年限	入学資格
78	3	684	27	9年	市町村長から就学通知を受けた年齢満6歳以上のもの

第２章 学年、学期及び休業日等

第5条　学年は、４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

第6条　次の４クオーター（略称Qと称す）の年4学期制とする。

第1Q　 4月　1日から　6月30日
第2Q　 7月　1日から　9月30日
第3Q　10月　1日から 12月31日
第4Q　 1月　1日から　3月31日

第7条　休業日は、次の通りとし、年間授業日数は概ね205日を基準とする。

(1) 日曜日
(2) 国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する日
(3) 学年始休業　４月１日から校長が定める始業日前日まで
(4) BQ1（Between Quarter）　校長が定める第１Qの終業日から第２Qの始業日前日まで
(5) 夏季休業　第2Q途中の校長が定める期間。
(6) BQ2　校長が定める第2Qの終業日から第3Qの始業日前日まで
(7) BQ3　第3Qと第4Q間、年末年始を含む校長が定める期間
(8) 学年末休業　校長が定める終業日翌日から3月３１日まで
(9) 前各号に掲げるもののほか、土曜日において校長が定める日

２　教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず休業日に授業を行うことがある。

３　非常変災その他急迫の事情があるとき若しくは教育の実施上特別の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第３章 入学、退学、転学及び休学等

第8条　入学、退学及び転学は、校長が許可する。

第9条　入学、退学及び転学の手続き、その他必要な事項は、別途「入学、編入、転学、退学、休学等に関する規定」に定める。

第４章 教育課程、学年の課程修了の認定及び卒業等

第10条　本校の教育課程は、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領に基づき編成し、その教科及び授業時数は、別途「教育課程」のとおりとする。

第11条　各学年の課程の修了は、児童・生徒の平素の成績を評価し、学年末において認定する。

第12条　前条の規定により児童・生徒が本校所定の全課程を修了したと認められるときは、卒業を証する。

第13条　児童・生徒のうちで次の各号の一に該当し、当該学年における所定の教育課程を修了することができなかった者について、教育上必要があるときは、原級に留め置くことがある。

（1）年間の出席日数が著しく少ない者

但し、オンライン学習による授業参加、関係公共機関への通級・教育相談、校長が認めたフリースクールへの参加等は「出席」としてカウントする。

また、病気療養・入院及びいじめ等に起因し、社会通念上欠席することが止むを得ないと考えられる場合は、状況を最大限考慮した判定をする。

（2）学習の到達度が著しく低い者

第５章 教職員組織

第14条　職員組織に関しては、学校教育法、学校教育法施行規則、学校保健法及び学校図書館法等に基づき、別途「教職員組織表」に定める。

第６章 授業料、入学金及びその他納入金

第15条　本校の授業料、入学時納付金及び入学検定料、その他納入金に関する事項については別途「入学、編入、転学、退学、休学等に関する規定」のとおりとする。

２　児童・生徒の在籍中は、出席の有無にかかわらず授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

３　児童・生徒が休学したときは、前項の規定にかかわらず、またその始期にかかわらずその始期の属する月の翌日から授業料を免除することがある。

３　正当な理由なく、かつ、所定の手続きを行わずに授業料を3月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは、退学を命ずることがある。

４　既に納入した授業料、入学金、入学検定料は原則として返還しない。

５　授業料その他の納入金、別に定めるところによりその全部または一部を免除することができる。

第７章 賞罰

第16条　　次の各号の一に該当する者は、これを表彰することができる。

（1）学校の名誉を発揚した者

（2）他の模範となる善行があったと認められる者

(3) 学業及び学校生活が特に優秀であると認められた者
(4) その他、校長が表彰に値すると認めたもの

第17条　児童・生徒が学則その他本校の定める諸規則を守らずその本分にもとる行為のあったときは、懲戒処分を行う。
2　懲戒は、訓告及び退学とする。
3　前項の退学は、次の各号の一に該当する児童・生徒に対してのみ行うものとする。
(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
(3) 正当な理由がなくて出席常でない者。
(4) 学校の秩序をみだし、その他児童・生徒としての本分に反した者。

第18条　児童・生徒の保護者が本校の建学の精神や理念に反し、学則その他本校の定める諸規則を児童・生徒に守らせず、再三の改善要求に従わない場合は訓告または退学勧奨を行う。

第８章 その他の事項

第19条　この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定めるものとする。

第９章 改正

第20条　この学則の改正は、理事会の決議に基づきこれを行う。

附　　則
この学則は、2023年4月1日から施行する。
この学則は、2024年4月1日から施行する。

入学に関する規定

1. 募集人数および受験資格

- 募集人数

新 1 年生　78 名　（1 クラス 26 名定員で 3 クラス募集します）

※　1 クラスの定員は、「児童・生徒の海外転出・留学に関する規定」等に則り、本校が認める事情により、26 名を数名程度超えて受け入れることがあります。

- 受験資格

新 1 年生　入学希望年度に満 7 歳になる者。

2. 試験日程

① 第一回 AO 入試
- 出願期間　HP にて告知
- 試験日　HP にて告知
- 合格発表日　HP にて告知

② 第二回 AO 入試
- 出願期間　HP にて告知
- 試験日　HP にて告知
- 合格発表日　HP にて告知

※　定員を満たしたときは、その後予定されている入試を実施いたしません。

- 受験料　30,000 円
- 出願　ホームページ上の Web システムで行います（期間限定公開）。

※　出願の際、以下の質問がございますので、予め文章を作成いただき、フォームでコピーペーストいただけるよう準備の上出願を進めてください。
- ■ 志望動機（800 字程度）
- ■ 保護者の方への質問です。現在の自分の仕事を通して、どのような社会課題を解決しようとしていますか（800 字程度）

- 出願を受付後、試験日時を個別に通知します。
- 試験当日の詳細は、出願受付後の返信メールに記載します。
- 出願後、試験 3 日前までに連絡がない場合は、お手数ですが瀬戸 SOLAN 学園事務部　0561-56-2345(受付時間 9:00～17:00)までご連絡ください。

3. 入学試験内容

AO入試（第一～二回共通）
- 学校でお子さんの行動観察と保護者面接を行います。

※　知能検査や学力検査対策など特別な試験対策は必要ありません。
- 当日、保護者様は平服でお越しください。
- お子さんは幼稚園・保育園などの体操服、またはそれに準ずる服装および運動靴でお越しください。

✧　試験について

本校の試験はいわゆる学力や知力（と呼ばれるもの）が高く、お行儀の良い児童を選抜するものではありません。保護者様との面接を通じて、本校が実現しようとしている教育に、ご家庭がパートナーとしてともに歩んでくださるかどうかを大切にします。

ですからご家庭でお子さまとたくさん話をして、たくさん絵本を読んで、たくさん自然体験をさせてください。

編入に関する規定

1. 募集人数および受験資格

- 募集学年・人数（HP にて告知）

各学年の定員を満たすまで募集
（参考）
1～3年生定員　78 名（1 クラス 26 名定員×3 クラス）
4年生定員　52 名（1 クラス 26 名定員×2 クラス）
※ 1 クラスの定員は、「児童・生徒の海外転出・留学に関する規定」等に則り、本校が認める事情により、26 名を数名程度超えて受け入れることがあります。

- 受験資格

1年生　編入希望年度に満 7 歳になる者。
2年生　編入希望年度に満 8 歳になる者。
3年生　編入希望年度に満 9 歳になる者。
4年生　編入希望年度に満 10 歳になる者。

2. 試験日程

- 試験日　HP にて告知
- 受験料　30,000 円
- 出願　以下のフォームで、受け付けます。
  https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSfmid1go4xesuoypChSCaOU_qJ-YE3UMvuRNGwVWW_e99CWcA/viewform?usp=sf_link
  - 出願の際、以下の質問がございますので、予め文章を作成いただき、フォームでコピーペーストいただくと便利です。
    - ■ 瀬戸 SOLAN を志望された動機をお書きください。（400～800 字程度）
    - ■ ご自分のお仕事や社会との関わりを通じた、自己実現と社会貢献についてのお考えをお書きください。（400～800 字程度）
- 出願を受け付け後、試験日時を個別に通知します。
- 試験当日の詳細は、出願受付後の返信メールに記載します。
- 出願後、試験 3 日前までに連絡がない場合は、お手数ですが瀬戸 SOLAN 学園事務部　0561-56-2345(受付時間 9:00～17:00)までご連絡ください。
- 合格発表　試験の翌週火曜日までに通知

3. 編入試験内容

- 学校でお子さんの行動観察と保護者面接を行います。
  ※ 知能検査や学力検査対策など特別な試験対策は必要ありません。
  ※ 学年により、学力テストをする場合がありますが、結果は合否に影響するものではございません。
- 当日、保護者様は平服でお越しください。
- お子さんは運動のしやすい服装と運動靴でお越しください。

入学・編入に関する規定　共通項目

4.　入学金

合格者は、合格発表後 2 日後までに入学金を納入してください。（納入方法：銀行振り込み）

- 入学金

600,000 円

※　瀬戸市民特典として、入学金を 20%割引します。

※　長子が既に瀬戸 SOLAN 学園に入学している場合、きょうだい特典として入学金・授業料を 30%割引します。

※　瀬戸市民・きょうだい特典は併用可能で、併用した場合入学金を 50%割引します。

5.　学費等

	（月　額）	（年　間）
• 授業料	80,000 円	960,000 円
• 施設利用整備費	20,000 円	240,000 円

※　学期ごとの前払いです。

※　上記に加え、教材費、給食費、遠足等行事積立金、後援会費、制定品費（制服、リュックサック、体操服など）、資格試験の受験料等が別途必要です。

※　在校生のきょうだいが入学・編入する場合には授業料（月額）80,000 円を 30%減免します。

6.　個人情報保護と肖像権

出願に際してご提出いただく個人情報につきましては、入試および入学後の指導に関する業務以外の目的では一切使用いたしません。

本校は学校の性質上、大学はじめ研究機関、企業との連携やマスコミでの報道や広告等でお子様や保護者様の肖像が使用されることがございますので、肖像の使用について出願の時点でご了解くださったとみなします。なお、顔と名前が同時に写り込むような個人情報となる動画や静止画は公開しませんのでご安心ください。

7.　入学辞退と入学資格取消

(1) 保護者様は、受験料と入学金の放棄をもって入学を辞退できます。

(2) 本校は次のような場合に限り入学の取消をする場合があります。申し上げるまでもありませんが、本校は教育機関でありこの条項の濫用は決して致さないことを誓約いたします。

① 保護者様または同居の親族が反社会的勢力と密接な関係があると認められる場合。

② 保護者様と本校の信頼関係が破綻し、協議を経てもなお信頼回復が不可能と認められる場合。

中等部進学に関する規定

第1条　目的

本規定は、学校法人SOLAN学園が9年間の一貫教育を通して目指す「グローバルシチズンシップの育成」に基づき、瀬戸SOLAN学園初等部から瀬戸SOLAN学園中等部への進学に関する取扱いを定めるものである。

第2条　進学方針

瀬戸SOLAN学園初等部から瀬戸SOLAN学園中等部への進学は、9年間の一貫教育を前提としており、中等部へ進学しない選択は原則として想定されていない。

第3条　内部進学権の取得

(1)　瀬戸SOLAN学園初等部に在籍し、5年生の3月末日を迎えた児童は、6年生進級時に瀬戸SOLAN学園中等部への内部進学権を自動的に取得するものとする。

(2)　6年生の5月に、内部進学の希望調査を実施する。調査において瀬戸SOLAN学園中等部への内部進学を希望する場合、無試験での進学が認められる。また、この際に入学検定料および入学金は免除される。

第4条　内部進学権の放棄

(1)　内部進学希望調査において、瀬戸SOLAN学園中等部への内部進学を希望しない場合、その児童は内部進学権を放棄したものとみなし、6年生の3月末日をもって瀬戸SOLAN学園初等部を卒業するものとする。

(2)　6年生在籍中に他校受験をした場合は、内部進学権の放棄とみなす。後日、判明した場合も遡及して権利はなくすものとする。

第5条　再入学

内部進学権を放棄した後に、再度瀬戸SOLAN学園中等部への進学を希望する場合は、編入試験を受験するものとし、入学金および編入試験料を課す。

第6条　編入試験

学校法人SOLAN学園は、毎年5月の内部進学希望調査の結果に基づき、6月以降に瀬戸SOLAN学園中等部への編入募集および編入試験を行う。編入募集は、定員を勘案し若干名とする。

児童・生徒の海外転出・留学に関する規定

学校法人 SOLAN 学園では、世界に通用する日本人を育成するために、小中学校段階から異文化に触れる海外経験を良いことと考える。実際に本校では短期・長期の留学を計画する家庭や、保護者の仕事での海外赴任により、1年以上の海外生活が必要になる家庭も存在する。

この状況を踏まえ、瀬戸 SOLAN 学園における海外転出・留学の規定を以下のように定める。

1. 留学の区分

児童生徒の海外留学は、その事由及び留学内容から以下の2区分とする。

(1) 海外赴任同行

仕事の都合上、海外赴任が1年以上となる保護者に、児童・生徒が赴任期間の内3ヶ月以上同行する場合

(2) 一般留学

上記事由以外（保護者の海外赴任等の同行によらない）の留学

ホームステイによる語学留学

2. 海外赴任同行について

(1) 学籍の扱いは転学とする。

(2) 海外赴任同行終了後の復学

保護者の海外赴任が終了し、復学を希望する場合は、原則として以下の条件で復学できる。

① 当該学年の編入試験に合格すること。
② 学費・入学金等の支払いを含め編入学手続きが完了させていること。
③ 学校長の判断により、編入試験及び入学金等の免除をすることがある。

3. 一般留学について

一般留学での学籍の扱いは、以下から選択できる。

- 転学
- 学籍を本校に残したまま留学

(1) 「転学」を選択した場合、留学終了後に復学を希望する場合は、原則として以下の条件で復学できる。

① 当該学年の編入募集枠があること
② 編入試験に合格すること。
③ 学費・入学金等の支払いを含め編入学手続きが完了させていること。
④ 学校長の判断により、学年定員を超えての復学許可や、編入学試験及び入学金等の免除をすることがある。

(2) 「学籍を本校に残したまま留学」を選択した場合の扱い

① 年間2回迄取得することができる。
② 3回目の留学の際は「転学」とする。
③ 留学期間中も通常通り学費、施設利用料、教材費を通常通り徴収する。（給食費、バス代は未徴収）
④ 休学期間は「欠席」として扱う。
⑤ 上記④に拘わらず、留学先教育機関のカリキュラムおよび児童・生徒による活動報告書等により、学校長が、扱いを「出席」とする場合や、授業料その他納付金を免除する場合がある。
⑥ 休学期間の欠席を含めた総欠席日数及び学習の到達度により、当該年度末での査定会議にて卒業及び進級を検討する。卒業・進級が妥当でないと判断した場合は、原級留置き（留年）とする場合がある。

4. 留学の申請

留学の申請は「海外赴任同行」及び「一般留学」に関わらず以下により行う。

(1) 申請者

留学の申請者は、留学を希望する者の保護者とする。ただし、保護者とは、親権者、後見人、里親及び保護受託者をいう。

(2) 申請書類

留学の申請に必要な書類は、「留学申請書」(様式一)及び留学先機関の詳細情報やカリキュラムを示し

たものとする。
また、「海外赴任同行」の場合は、保護者の海外赴任を証明する辞令等を添付すること。

(3) 留学の申請期限
留学の申請は、留学期間が開始する日の一四日前までに行わなければならない。

5. 留学の許可
留学の決定および通知は以下により行う

(1) 留学の決定
留学の許可及び「海外赴任同行」または「一般留学」の区分決定は、学校長が判断する。

(2) 決定関与
留学の許可又は不許可の決定をしようとするときは、副校長、教務主任、学級担任、その他校長が指定する教職員の意見を徴して、事案決定手続を行う。

(3) 決定・通知
校長は、「留学申請書」を受理した日から遅くとも七日以内に、許可又は不許可の決定を行い、許可する場合は、申請者に「留学許可書」により通知しなければならない。

休学・忌引き及び出席停止に関する規定

学校法人 SOLAN 学園では、様々な事由により登校することが困難な児童・生徒に対し、瀬戸 SOLAN 学園学則第八条に基づき、校長の許可を受けることで「休学」を許可している。
児童・生徒の休学・休業に係る規定を以下のように定める。

第1条　休学許可の要件
休学は、次に掲げる要件を満たす場合に限り、許可をすることができる。
(1)　休学を希望する者に、復学の意志が明白にあること。
(2)　休学の理由が、次のいずれかに該当すること。
①　疾病その他止む無き事由のため、一か月以上休養を要すると認められるとき。単なる不登校は含まないものとする。
②　その他、法令等で特別の措置を講ずることが生じたため、一か月以上出席が困難と認められるとき。

第2条　休学の期間
休学の期間は、一か月以上六か月以内とし、年度をまたがないものとする。

第3条　休学の更新
当初の休学許可の日から引き続き六か月を超えない範囲内で、なお休学の理由が認められるときは、休学を更新することができる。

第4条　休学及び休学更新の申請
休学及び休学更新の申請は以下により行う。
(1)　申請者
休学及び休学更新の申請者は、休学を希望する者の保護者とする。ただし、保護者とは、親権者、後見人、里親及び保護受託者をいう。
(2)　申請書類
休学及び休学更新の申請に必要な書類は、「休学(更新)申請書」及び「当該休学の理由を証する書類」とする。
「当該休学の理由を証する書類」とは、傷病等を理由とする場合の医師の診断書、その他当該休学の理由について客観的に証明し得る書類をいい、教職員の作成する書類はこれに該当しない。
(3)　休学更新の申請期限
休学の更新の申請は、休学の期間が満了する日の一四日前までに行わなければならない。

第5条　休学及び休学更新の許可
休学及び休学更新の決定および通知は以下により行う
(1)　休学及び休学更新の決定
休学及び休学更新の許可又は不許可の決定は、校長が行う。
(2)　決定関与
休学及び休学更新の許可又は不許可の決定をしようとするときは、副校長、教務主任、学級担任、その他校長が指定する教職員の意見を徴して、事案決定手続を行う。
(3)　決定・通知
校長は、「休学(更新)申請書」を受理した日から遅くとも七日以内に、許可又は不許可の決定を行い、許可する場合は、申請者に「休学(更新)許可書」により通知しなければならない。

第6条　復学の申請
休学期間の途中で復学を希望するときは、以下により復学の申請を行うものとする。
(1)　申請者
復学の申請は、前記第4条1項の「申請者」が行うものとする。
(2)　申請書類
復学の申請に必要な書類は、「復学申請書」及び「復学の理由が認められることを証する書類」とする。
(3)　復学の申請期限
復学の申請は、復学を希望する日の一四日前までに行わなければならない。

(4) 復学の決定及び決定関与
前記第5条1項及び2項と同様とする。
(5) 決定・通知
校長は、「復学申請書」を受理した日から遅くとも七日以内に、承認又は不承認の決定を行い、承認する場合は、申請者に「復学承認書」により通知しなければならない。

2 休学期間が満了したときは、当然に復学となり、申請の必要はない。ただし、この場合でも、期間満了により復学させる旨の意思決定を校長は行わなければならない。

第7条 休学期間の授業料等の免除
学校長により休学が許可されれば、授業料その他納付金を免除する。

第8条 休学に係る学籍の扱い
(1) 休学期間は「欠席」として扱う。ただし、オンライン授業を受講した場合等は出席とする。
(2) 本校の卒業及び次学年への進級については、休学期間の欠席を含めた総欠席日数及び学習の到達度を鑑みて当該年度末での卒業・進級査定会議にて決定する。卒業・進級が妥当でないと判断した場合は、原級留置き(留年)とする場合がある。

第9条 忌引き
児童が親族の死亡により忌引休みを願い出たときは、これを許可することがある。
忌引日数は、父母7日、祖父母及び兄弟姉妹3日、叔父父母1日を基準とする。

第10条 出席停止
学校保健安全法施行規則(昭和 33 年文部省令第 18 号)第 18 条に定める第 1 種、第 2 種又は第 3 種の伝染病に児童生徒が罹漢し又はそのおそれがあるとき、その他必要があると認められるときは、その児童に対し出席停止を命ずることがある。